

《郵送による戸籍等交付請求での注意事項》

●役場に送る封筒に入れるもの

- ① 戸籍等郵送交付請求書
- ② 定額小為替（無記名のもの）・・・ゆうちょ銀行（郵便局）で購入できます。
- ③ 請求者の本人確認書類・・・有効な運転免許証、健康保険証、住基カードなどのコピー
・裏面に変更事項のある場合は、裏面もコピーしてください。
- ④ 返信用封筒・・・請求者の住所・氏名を記入し、切手を貼ったも
・請求通数が多い時は、必要に応じて切手を同封してください。
・書類の送付先は、本人確認書類に記載された住所になります。

※「委任状」や「請求者と請求する戸籍に記載されている人との関係が確認できる書類」が必要な場合もあります。下記をご覧ください。

●戸籍の証明は、次の方が請求できます。

請求の理由が明らかでない場合や、請求する権利の有無が確認できない場合には、必要な説明や追加の資料を求めることがあります。

- ① 戸籍に記載されている本人、またはその配偶者(夫または妻)、戸籍に記載されている人の直系尊属(本人から見て父母や祖父母)、もしくは直系卑属(本人から見て子や孫)
- ② 配偶者や戸籍に記載されている人の直系尊属、もしくは直系卑属の人が請求される場合に、請求する戸籍に記載されていない場合には、直系親族であることがわかる資料(戸籍謄本など)が必要です。ただし、三股町に保管されている戸籍等にて親族関係が確認できる場合には不要です。
- ③ 自己の権利の行使、または義務の履行のために必要な人
例えば、亡くなった兄の相続人となった妹が、亡くなった兄の戸籍謄本を請求する場合など
- ④ 国または地方公共団体の機関に提出する必要がある場合
- ⑤ その他、戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある人
例えば、成年後見人であった人が、成年被後見人の遺品を相続人である遺族に渡すため、成年被後見人の戸籍謄本を請求する場合など
- ⑥ 申請の依頼を受けた代理人
代理人の場合には、委任状が必要です。

<参考> 郵便料金	定形郵便物	25gまで82円、50gまで92円	速達の場合は、 左記料金+280円
	定形外郵便物	50gまで120円、100gまで140円 150gまで205円、250gまで250円	速達の場合は、 左記料金+280円

※上記郵便料金は参考です。請求の際に、金額に変更がないかご確認ください。